富田林市立保育所民営化基本方針

～　多様な保育ニーズに応えるための新たな事業展開に向けて　～

（素案）

平成 22 年 6 月

１．はじめに

全国的に見られる人口減少傾向は本市でも例外ではありませんが、少子化の影響などによる就学前児童数の急激な減少は、周辺市町村や類似団体と比較しても顕著です。（資料〔１〕）

しかし、女性の就労意欲の向上や、経済的な理由による共働き世帯の増大などにより保育サービスへの需要は年々高まっています。また、核家族化やひとり親世帯の増加、地域での交流が希薄化するなどの要因によって家庭や地域での子育て力が低下し、子育てに関する不安の高まりとともに育児知識や情報提供に関する要望も多く、子育てへの支援が重要な課題となっています。

一方で、平成 16 年度から公立保育所運営費が一般財源化されたことは、本市の保育士配置基準や保育料の設定に起因する財政負担の問題とあいまって、市の財政運営に少なからず影響を与えています。

このような状況にあって、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という２つの課題に対応するため、本市では学識経験者や保育機関、関係団体の代表者からなる「富田林市立保育所のあり方検討委員会」を平成 20 年 8 月に設置し、これからの公立保育所のあり方と施策展開についての検討を重ねてきました。

検討の過程では、保育所の運営に関してさまざまな意見が出されましたが、「子どもの最善の利益を追求すること」と「保育を要する子どもの保育を保障すること」を基本とすることが確認されました。

国の新保育所保育指針において、保育所には保護者や地域の子育てに対するさらなる支援が求められており、これに応えるためすべての保育所での幅広い取り組みと、公民が一体となった計画的な研修体制の確立、それぞれの特色を発揮し、時代の求めるニーズに合った保育体制の再構築が求められています。

公立保育所の民営化については、積極的に進めるべきであるという意見と、子育てはコストで図れるものでなく民営化には反対であるという意見がありましたが、効果的かつ効率的な運営のためには、公民の役割分担の観点から、社会福祉法人の民間活力を導入し、民営化を進めていく必要があるという提言をいただきました。

本方針は、「富田林市立保育所のあり方検討委員会」での議論と提言を尊重しながら、保育所運営費の一般財源化や税収入の激減への対応、新たな子育て支援策への取り組みと拡充を図るため、公立保育所への民間活力の導入に関する指針として策定しました。

２．本市における保育の状況

［１］保育所の設置状況

本市の認可保育所は、現在公立７園、民間７園の計 14 園が設置されており、民間保育所の設置者はすべて社会福祉法人です。公民あわせた入所定員は計 1,664 人で運用され

ています。（資料〔３〕）

保育の実施主体は、児童福祉法により市が行うものと定められており、入所の受け付けや保育料の算定などは市の責任において実施しています。また、すべての認可保育所は、児童福祉法の規定により児童福祉施設最低基準を遵守する義務があり、保育内容も保育所保育指針に拠り実施されていることから、公立、民間とも一定水準の保育サービスが提供されていると言えます。

本市では、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて人口が急増したことから、保育ニーズに対応するために保育所を相次いで建設しました。こうして生まれた公立保育所は、これまでも適切な維持管理を行ってきましたが、建設から 40 年以上を経過した施設や、一部は耐震性に不安のある施設も存在します。また、現在となっては立地条件がよくない保育所もあります。

［２］保育サービスの状況

平成 22 年 4 月における入所児童数は、公立保育所 820 人、民間保育所 755 人の計 1,575 人です。年度当初の待機児童は、平成 18 年に梅の里保育園が開設されて以降、解消されましたが、年度末には若干の待機状態が生じる状況が見られます。（資料〔６〕）

全国的な人口動態と同様に、本市でも平成 15 年前後を頂点に人口減少が続いていますが、特に就学前児童数は、平成 15 年 4 月に 7,795 人であったのが、平成 22 年 4 月には 5,310 人と、7 年間で３割以上減少しています。この状況は他の自治体と比べても高い減少率ですが、保育所への入所児童数はほぼ同じ人数で推移しています。これは、本市において保育ニーズが、ますます高まっていることが要因であると考えられます。

保育時間については、全園が基本的に午前 7 時から午後 7 時まで行っていますが、ふれんど保育園では午後 8 時までの延長保育を実施しています。また、子育てを支援する多様なニーズに応えるため、一時保育や特定保育 (1)、休日保育、病後児保育、子育て支援センター事業 (2) などの特別保育事業も実施しています。（資料〔８〕）

今後も多様化する保育需要に対応するために、これらの事業の拡充や新たなサービスの展開についても検討する必要があると考えられます。

［３］実施体制

保育にあたる職員は、児童数やその年齢等にあわせて定められた配置基準に基づいて配置されています。さらに、障がいのある子どもを担当する保育士や、特別保育に関わる保育士なども配置されています。

その人数は、公立保育所が 170 人（うち正職員 107 人、嘱託、アルバイト等の非正規

(1) 週２～３日程度、あるいは午前か午後のみといった保育サービスの利用形態

(2) 育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、在宅保育を行う保護者への支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。

職員 63 人)、民間保育所では 155 人（うち正職員 131 人、非正規職員 24 人）となっています。

職員 1 人あたりの園児数を比較すると、公立保育所が 4.82 人であるのに対して民間保育所では 4.87 人で、公立と民間の差はほとんどない状態です。（資料〔11〕）

職員の年齢や経験年数では、公立保育所よりも民間保育所の方が比較的若い世代の職員が多く、経験年数は少ない傾向が見られます。（資料〔12〕）

［４］運営経費

保育所の運営経費は、公立と民間合わせて平成 20 年度で約 22 億 8 千万円となっています。

これらの経費には、保護者からの保育料、国や府からの負担金、補助金が充てられていますが、市一般財源からの支出が最も多く、総額の約 56.7%を占めています。

児童一人あたりの運営経費を比較すると、平成 20 年度の場合で公立保育所が約 14.6 万円であるのに対し民間保育所が約 8.3 万円と大きな開きがありますが、保育士の平均年齢の差や経験年数などに原因があると考えられます。（資料〔13〕）

３．民営化の目的

少子高齢社会において、女性の社会進出や就労支援などを図りながら、次代の社会基盤を担っていく子どもたちを育成していくことは、市に課せられた重要な責務です。

その責任を果たしていくために必要な子育て支援の充実や新たな保育サービス、保育所施設の改修や整備は大きな課題であり、その解決に向けて、厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。

そこで、認可保育所としてのサービスを実施する公立保育所と民間保育所との間に大きなコスト差が生じている現状や、これまでの民間保育所における保育サービス提供の実績から、公立保育所の一部を民営化し、公と民との役割分担を明確化した上で、地域で求められる保育ニーズに迅速かつ柔軟な対応を図ることが最も有効であると考えます。

民間活力の導入によって、財源の効率的運用と人材の有効活用が可能となります。

また、公立保育所を地域の子育て支援のネットワークの中心と位置付け、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公立保育所と民間保育所が一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指します。

４．民営化の方法

［１］民営化の進め方

公立保育所を民営化する方法には、保育所の設置及び運営主体を民間に移行する「民設民営」方式と、運営主体のみを民間に移管する「公設民営」方式が考えられます。

民間活力導入の先行事例では、設置主体を市のままとし運営を指定管理方式で委託する「公設民営」方式も見られますが、この手法の場合は、施設の設置者が「公」であることから施設運営の面で国・府からの財政支援に制限があります。また、運営主体が数年で交代した場合に、保育の継続性に支障をきたす可能性があります。

そのため、本市における民営化の手法は、「民設民営」方式が望ましいと考えます。

［２］移管後の運営主体

これまで、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営は、国の規制緩和により、株式会社、学校法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等にも参入が認められています。しかし、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があることや、認可保育所の運営実績や移管後の保育の継続性などから、移管後の運営主体は社会福祉法人とします。

［３］用地、建物、設備等の取り扱い

民間事業者の独立性や市の財政的効果を考えると、民営化する保育所の用地や施設は有償での譲渡もしくは貸与が望ましいと考えられます。しかし、この初期段階での負担は、新たな運営主体にとって将来の安定性、継続性に大きな影響を与えます。

そのため、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性と事業者の経営状況を勘案して、用地は無償貸与、建物については無償譲渡を基本とします。また、施設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡するものとします。

［４］事業者の選定

移管先としてふさわしい事業者を確保するため、事業者は公募により募集することが望ましいと考えます。選定にあたっては、対応できる保育サービスの内容など、利用者からの視点や各分野の専門的な意見も含めた総合的な判断が必要です。

そのため、公益性、事業の継続性、保育方針や推進体制、資金計画や経営状況等に関する選定基準を定めた上で、専門的知識を有する学識経験者や保護者などで構成する選定組織を設置し、客観的な審査を行うものとします。

［５］保護者等の不安解消

民営化する保育所に入所している児童やその保護者は、保育にあたる職員の変更に不安を感じると考えられます。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事

業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、移管の前後にそれぞれ１年程度の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員での合同保育を実施します。

また、原則として民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保し、理解を得られるよう努めます。

５．保育所の選択と役割

［１］保育所の選択方針

民営化の対象とする保育所は、公と民それぞれの保育所がその機能と役割を十分に発揮できるよう考慮して選択する必要があります。

公立保育所が地域に密着した子育て支援のネットワークの中心としての役割を果たしていくためには、住民の生活圏域や人口分布に応じた均衡ある配置が望ましく、今後の地域開発の動向も配慮しておく必要があります。

そのため、市域を大きく北部、南部、金剛、金剛東の４地域に分割し、それぞれ１か所の公立保育所を、子育て支援のネットワークの中心施設と位置付けます。

他の公立保育所については、地域の保育ニーズや施設の状況などを考慮し、時期や規模を検討しながら順次民営化を進め、さらなる保育サービスの拡充を図るものとします。

［２］民営化する公立保育所

みどり保育園は、中心市街地の比較的利便性が高い地域に位置しており、民営化後の健全な経営が見込まれる立地環境にありますが、建物の老朽化が相当進んでおり、入所児童の安全を考えると、早急な施設の更新が必要です。公立保育所は国の補助対象となりにくい現状から、民間活力の導入を図った上で、近隣用地において建て替えることとします。

これ以降も、施設や立地の状況、今後の就学前児童数の推移なども考慮し、保育所の選択と計画的な民営化を進めます。

［３］公立保育所の役割

存続する公立保育所は、地域における多様な保育ニーズの把握、民間保育所や子育てに関連する機関、施設との連携を進めながら、子育て支援のネットワークの中心施設として位置付けます。

また、地域の身近な拠点として子育て家庭を支え、育児不安や悩みの解消に努めるとともに、障がいを持つ子どもなどきめ細やかな対応を必要とする保育の先駆的な役割を担っていくこととします。

６．事業の移管

［１］移管計画の策定

民営化に際しては、新事業者への移管を円滑に行うため、市と事業者、保護者で組織する「市立保育所の民営化に係る三者協議会（仮称）」を設け、具体的な移管計画を策定します。

また、保育所での保育水準を維持向上させるとともに、保護者の不安を軽減するため、移管計画の中に事業者間で継続する事項や拡充する保育サービスを明文化し、移管後の履行を事業者に義務付けることとします。

［２］移管後の協議

市は、移管計画どおりに保育サービスが展開されているか、随時進行管理を行うものとします。

また、移管後も保護者、移管先の事業者、市との信頼関係を確保するため、引き続き「市立保育所の民営化に係る三者協議会（仮称）」において定期的な協議を行い、移管に伴う問題が生じた場合には互いに協力し解決にあたることとします。

［３］移管後の保育の質の向上

移管後も、すべての子どもの最善の利益を追求し、安心して子どもを育てられる環境を作り出していくためには、公立保育所も民間保育所もその保育の質の維持、向上に努めなければなりません。そのためには、保育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素となることから、合同での職員研修や保育に関する研究を行うなど、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築していきます。

７．新たな事業展開に向けて

この基本方針は、子どもの最善の利益を守り、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目差して策定したものです。

引き続き厳しい財政状況が見込まれますが、子どもの健全な育成を目指した豊かな保育事業を進めていくために、効率的な財政運営のもとで、特に次の点に留意して事業を推進します。

１）公立保育所と民間保育所の連携

既存の民間保育所と新たに民営化された保育所、引き続き市が運営を行う公立保育所が、互いの特性を生かしながら多様な保育ニーズに応えるサービスを展開します。

また、地域ごとに子育て支援を推進していく体制を構築していきます。

２）円滑な移行

子どもや保護者の不安を解消するために、民営化する保育所の環境変化が最小限とな

るように、合同保育の実施や職員の共同研修などを行い円滑な移行を進めます。

３）情報の公開

民営化を進めるにあたっては、情報の公開はもとより、保護者や地域住民の意見などにも耳を傾け、より良い信頼関係を築きながら円滑な移行を推進します。

４）保育の質の向上

保育の質の確保と向上のために、公民一体となった研修体制を構築します。

また、保育所や職員による自己評価や、保育や経営等に関する専門家・機関による外部からの客観的な評価（第三者評価）を実施します。

資　料　編

資料〔１〕　就学前人口の推移

（各年度４月１日現在　単位：人）

年齢	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
5 歳	1,369	1,382	1,320	1,239	1,135	1,144	982	968
4 歳	1,405	1,328	1,247	1,129	1,162	989	970	948
3 歳	1,355	1,260	1,141	1,158	986	993	948	886
2 歳	1,296	1,177	1,173	995	1,009	942	888	877
1 歳	1,206	1,198	1,012	1,029	948	894	869	820
0 歳	1,164	1,011	1,015	941	879	848	799	809
就学前計	7,795	7,356	6,908	6,491	6,119	5,810	5,456	5,310
全人口	126,337	125,674	124,902	123,971	123,391	122,500	121,497	120,673

参考：奈良県橿原市（類似団体Ⅲ－3）の就学前人口推移

就学前計	7,780	7,608	7,393	7,172	7,075	6,886	6,765	6,637
全人口	125,678	125,964	125,533	125,728	125,608	125,515	125,454	125,605

資料〔２〕　年齢階層別将来推計人口

（国立社会保障・人口問題研究所平成 20 年作成・単位：人）

年齢	H17 国調	H22 推計	3 末人口	H27 推計	H32 推計	H37 推計	H42 推計	H47 推計
0～4 歳	5,292	4,469	4,342	3,669	3,195	2,953	2,812	2,572
5～9 歳	6,654	5,107	5,429	4,344	3,566	3,105	2,870	2,733
10～14歳	7,198	6,705	6,793	5,148	4,380	3,597	3,133	2,897
15～19歳	7,961	7,563	7,356	6,977	5,389	4,589	3,779	3,301
20～24歳	7,572	7,731	7,138	7,441	6,866	5,303	4,517	3,734
25～29歳	7,085	6,480	6,230	6,863	6,621	6,116	4,719	4,028
30～34歳	8,790	6,412	6,737	5,961	6,318	6,097	5,629	4,343
35～39歳	8,472	8,307	8,761	6,115	5,686	6,026	5,814	5,365
40～44歳	8,580	8,224	8,342	8,102	5,961	5,543	5,876	5,669
45～49歳	7,578	8,260	8,256	7,966	7,848	5,772	5,368	5,693
50～54歳	8,295	7,363	7,439	8,055	7,777	7,664	5,634	5,242
55～59歳	10,041	7,999	8,267	7,126	7,812	7,554	7,448	5,475
60～64歳	8,557	9,628	9,601	7,688	6,859	7,540	7,309	7,214
65～69歳	7,231	8,224	8,181	9,283	7,422	6,635	7,317	7,118
70～74歳	5,759	6,762	6,620	7,735	8,782	7,036	6,312	6,992
75～79歳	4,088	5,147	5,103	6,095	7,028	8,043	6,461	5,826
80～84歳	2,465	3,403	3,285	4,348	5,203	6,067	7,032	5,673
85 歳～	2,217	2,969	2,793	4,126	5,557	7,050	8,611	10,340
合計	123,837	120,753	120,673	117,043	112,272	106,689	100,642	94,214

資料〔３〕　認可保育所の設置状況

（入所児童数は 22 年 4 月 1 日現在）

保育所名		定員	入所児童数	開設年度	備考
公立保育所	みどり保育園	240 人	144 人	昭和 43 年	定員 147 人で運用
	富田林保育園	60 人	53 人	昭和 33 年	
	彼方保育園	90 人	102 人	昭和 35 年	
	大伴保育園	100 人	84 人	昭和 42 年	
	若葉保育園	90 人	101 人	昭和 44 年	
	金剛保育園	240 人	226 人	昭和 44 年	
	金剛東保育園	90 人	110 人	平成 5 年	
	公立計	910 人	820 人		
民間保育所	菊水保育園	120 人	76 人	昭和 46 年	
	葛城保育園	150 人	145 人	昭和 48 年	
	常徳保育園	120 人	137 人	昭和 53 年	
	富貴の里保育園	150 人	157 人	平成 11 年	
	ともっち保育園	35 人	39 人	平成 13 年	
	ふれんど保育園	89 人	99 人	平成 13 年	
	梅の里保育園	90 人	102 人	平成 18 年	
	民間計	754 人	755 人		
合計		1,664 人	1,575 人		

資料〔４〕　保育所施設の構造・面積

（単位：㎡）

保育所名		構造	敷地面積	建築面積	延床面積	屋外遊戯場
公立保育所	みどり保育園	軽量鉄骨コンクリート造　2F	3,134.20	1,149.32	1,617.57	1,074.22
	富田林保育園	鉄骨造　2F	771.30	352.70	541.30	262.30
	彼方保育園	鉄骨造　平屋	2,770.00	736.57	736.57	650.00
	大伴保育園	鉄骨造　平屋	1,835.00	686.18	686.18	624.37
	若葉保育園	鉄骨造　平屋	3,130.70	995.85	995.85	825.00
	金剛保育園	鉄骨造・鉄筋コンクリート造　2F	3,507.88	1,285.50	1,731.00	781.12
	金剛東保育園	鉄筋コンクリート造　平屋	2,400.06	907.36	995.44	730.00
民間保育所	菊水保育園	鉄筋コンクリート造　2F	1,778.00	376.32	786.82	591.57
	葛城保育園	鉄筋コンクリート造　2F	2,353.45	633.48	1,268.90	1,080.75
	常徳保育園	鉄筋コンクリート造　2F	1,706.71	378.98	738.15	580.68
	富貴の里保育園	鉄筋コンクリート造　2F	2,000.51	895.21	1,201.15	567.83
	ともっち保育園	軽量鉄骨・鉄骨造　2F	491.60	195.92	378.11	84.27
	ふれんど保育園	鉄骨造　2F	1,346.52	508.38	923.12	378.26
	梅の里保育園	鉄筋コンクリート造　2F	1,262.42	446.65	1,018.18	346.50

資料〔５〕　公立保育所の建築年

	建物用途	建築年	年数	面積 ㎡	施設改修等
みどり保育園	北側２階建	昭和 43 年	42	690	
	乳児室	昭和 45 年	40	335	
	ほふく室、一部２階建	昭和 47 年	38	592	
富田林保育園	全施設	平成 2 年	20	541	
彼方保育園	ホール、5 歳児保育室	昭和 46 年	39	130	
	事務室	昭和 56 年	29	39	
	2,3,4 歳児保育室	昭和 45 年以前	40	187	
	調理室、乳幼児室	平成 13 年	9	381	
大伴保育園	事務室、3,4,5 歳児保育室	昭和 42 年	43	450	昭和 58 年大規模改修
	2 歳児保育室、ほふく室	昭和 47 年	38	170	昭和 58 年大規模改修
	乳児室	平成 4 年	18	66	
若葉保育園	東側園舎	昭和 44 年	41	445	平成 15 年耐震改修
	遊戯室、0,1 歳児保育室	平成 15 年	7	479	
	一時保育室	平成 15 年	7	71	
金剛保育園	西側園舎、事務室	昭和 44 年	41	525	
	東側園舎、遊戯室	平成 14 年	8	1,206	
金剛東保育園	全施設	平成 5 年	17	995	

資料〔６〕　保育所入所児童数の推移

（各年度 4 月 1 日現在　管外委託を含む）

年度	入所児童数	待機児数	年度	入所児童数	待機児数
H15	1,567 人	40 人	H19	1,564 人	0 人
H16	1,536 人	37 人	H20	1,565 人	0 人
H17	1,542 人	32 人	H21	1,605 人	0 人
H18	1,541 人	0 人	H22	1,595 人	0 人

資料〔７〕　一時保育の利用状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
若葉保育園	2,051 人	2,184 人	2,131 人	2,154 人	2,114 人	1,440 人	1,171 人
富貴の里保育園	1,577 人	1,656 人	1,688 人	1,860 人	1,344 人	1,360 人	1,253 人
梅の里保育園				1,398 人	1,908 人	1,508 人	771 人
計	3,628 人	3,840 人	3,819 人	5,412 人	5,366 人	4,308 人	3,195 人

資料〔８〕　保育サービスの展開状況

	一時保育	子育て支援センター事業	休日保育	病後児保育	障がい児保育	特定保育
みどり保育園					○	
富田林保育園					○	
彼方保育園					○	
大伴保育園					○	
若葉保育園	○				○	
金剛保育園					○	
金剛東保育園					○	
菊水保育園					○	
葛城保育園					○	
常徳保育園					○	
富貴の里保育園	○	○			○	
ともっち保育園					○	
ふれんど保育園					○	○
梅の里保育園	○	○	○	○	○	

資料〔９〕　子育て支援センター事業の利用状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
富貴の里保育園	1,617 人	1,817 人	1,520 人	2,591 人	2,844 人	3,458 人	3,801 人
梅の里保育園				1,225 人	1,071 人	1,175 人	2,071 人
計	1,617 人	1,817 人	1,520 人	3,816 人	3,915 人	4,633 人	5,872 人

資料〔10〕　休日保育・病後児保育・特定保育の利用状況

	種類	H18	H19	H20	H21
梅の里保育園	休日保育	38 人	79 人	119 人	170 人
	病後児保育	32 人	71 人	63 人	94 人
ふれんど保育園	特定保育		154 人	263 人	225 人

資料〔11〕　保育士の状況

（22 年 4 月 1 日現在）

		入所児童数	正規職員	非正規職員	計
公立	配置人数	820 人	107 人	63 人	170 人
	保育士１人あたり児童数		7.66 人	13.01 人	4.82 人
民間	配置人数	755 人	131 人	24 人	155 人
	保育士１人あたり児童数		5.76 人	31.45 人	4.87 人

※延長保育に従事するアルバイトの数は除く

資料〔12〕　保育士の年齢・経験年数

（22 年 4 月 1 日現在）

年齢	公立保育所		民間保育所		経験年数	公立保育所		民間保育所	
	人	%	人	%		人	%	人	%
20 歳代	38	38.0	73	58.9	4 年以下	25	25.0	72	58.1
30 歳代	41	41.0	27	21.8	5～9 年	24	24.0	28	22.6
40 歳代	14	14.0	15	12.1	10～14 年	11	11.0	12	9.7
50 歳代	7	7.0	7	5.6	15～19 年	22	22.0	7	5.6
60 歳代	0	0.0	2	1.6	20～24 年	10	10.0	3	2.4
70 歳代	0	0.0	0	0	25 年以上	8	8.0	2	1.6
合計	100	100.0	124	100.0	合計	100	100.0	124	100.0
平均（才）	33.7	－	30.4	－	平均（年）	12.8	－	5.2	－

※施設長・臨時職員を除く

資料〔13〕　保育所運営経費（平成 20 年度）

区分		公立保育所	民間保育所	合計
Ｓ：入所児童数（延数）		10,075 人	9,781 人	19,856 人
Ａ：入所児童数（月平均）		840 人	815 人	1,655 人
Ｂ：運営経費		1,466,664,835 円	811,462,933 円	2,278,127,768 円
Ｃ：保育料調定額		137,425,975 円	141,403,375 円	278,829,350 円
Ｄ：国基準による支弁額		645,110,320 円	690,155,550 円	1,335,265,870 円
Ｅ：国基準による徴収金		247,157,980 円	242,838,700 円	489,996,680 円
負担金	Ｆ：国　（Ｄ－Ｅ）／２	198,976,170 円	223,658,425 円	422,634,595 円
	Ｇ：府　（Ｄ－Ｅ）／４	99,488,085 円	111,829,212 円	211,317,297 円
	Ｈ：小計　（Ｆ＋Ｇ）	298,464,255 円	335,487,637 円	633,951,892 円
Ｉ：府補助金		9,864,871 円	39,765,000 円	49,629,871 円
Ｊ：その他（受託運営費等）		23,785,010 円	0 円	23,785,010 円
Ｋ：市負担額　（Ｂ－Ｃ－Ｈ－Ｉ－Ｊ）		997,124,724 円	294,806,921 円	1,291,931,645 円
児童１人あたりの運営経費　（Ｂ／Ｓ）		145,575 円	82,963 円	114,732 円

※公立保育所にかかる負担金は平成 17 年度以降一般財源化されたため、表では交付税算定上の金額を計上

資料〔14〕　保育所運営経費の推移

（単位：万円・%）

	国負担金	府負担金	補助金	調定額	その他	市歳出	総経費	内公立	内民間
H13	37,275	18,637	6,362	22,487	1,753	170,417	256,931	180,537	76,394
比率	14.51	7.25	2.48	8.75	0.68	66.33	100.00	70.27	29.73
H14	37,726	18,863	6,924	21,854	2,016	162,559	249,942	176,234	73,708
比率	15.09	7.55	2.77	8.74	0.81	65.04	100.00	70.51	29.49
H15	39,276	19,638	6,774	22,464	2,560	158,060	248,772	177,143	71,629
比率	15.79	7.89	2.72	9.03	1.03	63.54	100.00	71.21	28.79
H16	19,921	9,960	7,653	21,561	2,656	178,295	240,046	168,651	71,395
比率	8.30	4.15	3.19	8.98	1.11	74.28	100.00	70.26	29.74
H17	20,315	10,157	4,067	23,237	2,459	175,710	235,945	162,596	73,349
比率	8.61	4.30	1.72	9.85	1.04	74.47	100.00	68.91	31.09
H18	21,675	10,838	5,015	23,100	2,261	171,490	234,379	156,055	78,324
比率	9.25	4.62	2.14	9.86	0.96	73.17	100.00	66.58	33.42
H19	21,497	10,748	5,496	24,089	2,305	168,937	233,072	152,861	80,211
比率	9.22	4.61	2.36	10.34	0.99	72.48	100.00	65.59	34.41
H20	22,366	11,183	4,963	27,883	2,379	159,038	227,812	146,667	81,146
比率	9.82	4.91	2.18	12.24	1.04	69.81	100.00	64.38	35.62

富田林市立保育所のあり方について

提　　言　　書

平成２１年３月

富田林市立保育所のあり方検討委員会

目　　次

１．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．保育ニーズの現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1)子育て支援の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2)保育ニーズの多様化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
① 雇用形態の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
② 多様な保育へのニーズ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
⑶少子化の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3.保育所の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) 保育所施設の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
① 保育所の設置状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
② 保育所施設整備の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2) 保育サービスの実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
① 入園児童数と待機児童数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
② 保育園のサービス内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
③ 新たなサービスの実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
④ 子育て支援地域活動事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(3) 実施体制の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
① 職員の配置状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
② 保育士１人あたりの園児数　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
③ 保育士の配置基準と現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
④ 栄養士・調理士等の配置状況　・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(4) 運営経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
①保育料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
②運営経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
４．課題　8

5.課題の解決に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

６．おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

１．はじめに

今日わが国におきましては、人口減少社会を迎えており、少子高齢化が急速に進展しております。本市におきましても例外ではなく、新生児の数は平成 16 年度の 1,015 人から、平成 19 年度には 848 人へと低下しており、少子化への対応は本市においても重要課題となってきております。誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けて、仕事を持つ方だけではなく在宅で子育てをされる方々を含め、全ての子育て世帯に対する支援の充実、或いは妊娠・出産・子育てに対する不安の解消など、総合的な子育て支援策を展開する必要に迫られています。

そのような中、保育所にあっても限られた財源の中で、市民の多様な保育ニーズに対応できるよう、一層効果的且つ効率的な運営が求められています。特に現在、地方自治体の財政状況は非常に厳しくなっており、本市におきましても平成 18 年 3 月に「富田林市集中改革プラン」の策定を行い、職員数の削減・民間委託の推進など行財政改革に取り組んでいます。この流れの中で公立保育所の管理運営についても、財源と資源の効率的活用とサービスの向上の両立を図るため、民間活力の導入も視野にいれた検討を行う必要があります。そのような主旨に基づき、当「富田林市立保育所のあり方検討委員会」が設置されました。

以上の経緯及び市の方針を踏まえ、今後の「富田林市立保育所のあり方」について、幅広く意見交換を行い検討してまいりました。ここに、提言を提出するわけでありますが、提言を行うにあたり、本提言の内容が充分に尊重され、これからの保育所行政に生かされるように期待するものです。

２．保育ニーズの現状

⑴子育て支援の必要性

全国的に人口減少傾向が始まり、少子化問題が大きな課題として認識されるとともに、保護者の雇用環境など子どもを育てる環境も大きく変化する中で、行政の子育て支援施策の重要性はますます大きくなっています。

一つは、就労支援の立場からの子育て支援施策です。女性の就労意欲の向上や厳しい生活状況の中で、共働き世帯や女性の社会進出は年々増加しており、一昔前は家庭内の仕事であった子育てに、社会サービスの支援が求められるようになりました。児童福祉法に定められている児童の権利の立場からも子育て支援施策が求められています。

もう一つの子育て支援施策は、家族のありようとも深く関係しています。家族の形態の変化についてみると、三世代家族が減少する一方で、夫婦と子どもからなる核家族が一般的なものとなり、ひとり親世帯や単身世帯も増加しています。このような核家族化、家族の小規模化傾向が、世代から世代へと受け継いできた子育ての知識や経験の継承力を低下させ、結果として、親の子育て力を低下させてきました。また、都市化の進行や地方の過疎化などにより、近隣住民のつながりが希薄になる中で、地域の子育て力も低下し、子育ての孤立化や子育て不安に拍車をかけています。

次世代を担う子どもたちの健全な発達を保障し、子育てが楽しいと思えるまちづくりをめざして、地域社会の中に多様な子育て支援の仕組みを整えることが求められています。

⑵保育ニーズの多様化

①雇用形態の変化

女性の就労が増加し、共働き家庭が増加するとともに、就労形態も正規社員が減少し、非正規社員が増加するなど、雇用形態やライフスタイルの変化により、子育てのニーズは大きく変化しています。

表１　市民の就業者数（国勢調査より）

	平成2年度		平成7年度		平成12年度		平成17年度	
男性	31,248	64%	35,090	63%	33,897	62%	31,382	59%
女性	17,710	36%	20,345	37%	21,004	38%	21,931	41%
計	48,958	100%	55,435	100%	54,901	100%	53,313	100%

②多様な保育へのニーズ

平成 16 年の「富田林市次世代育成支援行動計画」において実施したアンケートによると、67.5%の人が保育サービスを利用したいと回答しており、また、約３割の人が日曜日などの休日保育や、病気が回復した際に、保育所などの専用スペースでの保育を希望しています。

また、保育所での保育を望む人が約７割という結果になったことからも、保護者の就労機会の増加や、多様な雇用形態など社会構造の変化に伴う、多様な保育サービスが求められています。

⑶少子化の状況

本市の人口は平成 15 年度より減少に転じ、一年間に生まれる子どもの数が平成１７年度には一千人を下回り、現在も減少傾向にあります。

そのため今後も就学前児童は減少の傾向であります。しかし、保護者の雇用形態の変化など社会環境の変化もあり、本市の保育所の園児数は、過去 5 年間では横ばいの状況にあり、今後も保育所への入所希望者は減少しないものと予測されます。

表 2　新生児の推移(合計)

年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
人数	1,193	1,164	1,012	1,015	941	879	848

表 3　就学前の児童の入所入園状況(公立・民間含む)

	人口	就学前児童数	保育所入所児童数（割合%）		幼稚園入園児童数（割合%）		入所・入園合計児童数（割合%）		在宅児童数（推定）	
平成13年度	126,311	8,123	1,476	18.2%	2,532	31.2%	4,008	49.3%	4,115	50.7%
平成14年度	126,400	7,987	1,544	19.3%	2,445	30.6%	3,989	49.9%	3,998	50.1%
平成15年度	126,337	7,795	1,568	20.1%	2,426	31.1%	3,994	51.2%	3,801	48.8%
平成16年度	125,674	7,356	1,534	20.9%	2,335	31.7%	3,869	52.6%	3,487	47.4%
平成17年度	124,902	6,908	1,538	22.3%	2,185	31.6%	3,723	53.9%	3,185	46.1%
平成18年度	123,971	6,491	1,531	23.6%	2,055	31.7%	3,586	55.2%	2,905	44.8%
平成19年度	123,391	6,119	1,554	25.4%	1,870	30.6%	3,424	56.0%	2,695	44.0%
平成20年度	122,546	5,810	1,555	26.8%	1,709	29.4%	3,264	56.2%	2,546	43.8%

３．保育所の現状

⑴保育所施設の状況

①保育所の設置状況

本市には、平成 20 年 4 月現在、公立保育所が 7 か所、民間保育所が 7 か所設置されており、総運用定員は 1,574 人で運営しています。

②保育所施設整備の状況

本市では、当初は公立保育所を中心に、近年は民間保育所を中心に施設整備を進めてきました。

公立保育所については、これまでも維持管理に努めてきたものの、多くの施設が約４０年を経過しており、今後においては大規模な改修や建て替えなどが必要になってきています。

また、昭和 56 年以前建築の新耐震基準に適合していない施設につきましては、耐震診断を行い耐震補強工事や建替えも含め検討が必要となっています。

表４　公立保育所の建築年度

	用途	建築時期	面積㎡	施設改修
みどり保育園	北側2階建て	昭和43年	690	
	乳児室	昭和45年	335	
	ほふく室、一部二階建て	昭和47年	592	
富田林保育園	全施設	平成2年	541	
彼方保育園	ホール5歳児室	昭和46年	130	
	事務所	昭和56年	39	
	2.3.4歳児保育室	昭和45年以前	187	
	調理室、乳幼児室	平成13年	381	
大伴保育園	事務所、3.4.5歳児保育室	昭和42年	450	昭和58年大規模改修
	2歳児保育室、ほふく室	昭和47年	170	昭和58年大規模改修
	乳児室	平成4年	66	
若葉保育園	東側園舎	昭和44年	445	平成15年改修済
	遊戯室、0.1歳児保育室	平成15年	479	
	一時保育室	平成15年	71	
金剛保育園	西側園舎、事務所	昭和44年	525	
	東側園舎、遊戯室	平成14年	1,206	
金剛東保育園	全施設	平成5年	995	

昭和56年以前建築

表５　施設の状況

	園名称	事業開始年月日	構造	定　員	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	屋外遊戯場(㎡)
公立保育所	みどり保育園	昭和43年6月1日	軽量鉄骨コンクリート造　2階	150	3,134.20	1,149.32	1,617.57	1,074.22
	富田林保育園	昭和33年4月1日	鉄骨造　2階	60	771.30	352.70	541.30	262.30
	彼方保育園	昭和35年4月1日	鉄骨平屋造	90	2,770.00	736.57	736.57	650.00
	大伴保育園	昭和42年4月1日	鉄骨平屋造	100	1,835.00	686.18	686.18	624.37
	若葉保育園	昭和44年4月1日	鉄骨平屋造	90	3,130.70	995.85	995.85	825.00
	金剛保育園	昭和44年10月1日	鉄筋造　2階	240	3,507.88	1,285.50	1,731.00	781.12
	金剛東保育園	平成5年4月1日	鉄筋コンクリート造平屋	90	2,400.06	907.36	995.44	730.00
民間保育所	菊水保育園	昭和46年4月1日	鉄筋コンクリート	120	1,778.00	376.32	786.82	591.57
	葛城保育園	昭和48年5月1日	鉄筋コンクリート	150	2,353.45	633.48	1,268.90	1,080.75
	常徳保育園	昭和53年6月1日	鉄筋コンクリート　2階	120	1,706.71	378.98	738.15	580.68
	富貴の里保育園	平成11年4月1日	鉄筋コンクリート　2階	150	2,000.51	895.21	1,201.15	567.83
	ともっち保育園	平成13年4月1日	軽量鉄骨・一部木造　2階	35	491.60	185.04	304.28	112.00
	ふれんど保育園	平成13年4月1日	鉄骨造亜鉛鋼板葺　2階	89	1,346.52	508.38	923.12	378.26
	梅の里保育園	平成18年4月1日	鉄筋コンクリート　2階	90	1,262.42	446.65	1,018.18	346.50

（2）保育サービスの実施状況

①入所児童数と待機児童数

平成21年2月現在の入所児童数は公立保育所が872人、民間保育所が866人で合計1,738人となっています。

待機児童につきましては、平成18年度に梅の里保育園が新設され、以降年度当初の待機児童は解消されています。

表６　保育所入所児童数(各年４月１日現在)

	保育所入所児童数	待機児童数
平成14年度	1,519	38
平成15年度	1,541	40
平成16年度	1,519	37
平成17年度	1,529	32
平成18年度	1,525	0
平成19年度	1,537	0
平成20年度	1,545	0

②保育所のサービス内容

保育年齢については、産休明けから5歳までが基本となっていますが、民間保育所のともっち保育園のみ産休明けから3歳までとなっています。保育時間については、公立保育所・民間保育所ともに午前7時から午後7時まで実施しており、中でも民間保育所の菊水保育園では、午後7時30分、ふれんど保育園では、午後8時までの保育をおこなっています。また、富貴の里保育園ではバスによる送迎のサービスもおこなっています。

③新たなサービスの実施状況

社会環境の変化による子育て支援の新たな需要である「一時保育」「子育て支援センター事業」「休日保育」「病後児保育」「特定保育」については、公立保育所では若葉保育園で「一時保育」を実施していますが、民間保育所では、富貴の里保育園と梅の里保育園で「一時保育」「子育て支援センター事業」を、梅の里保育園で「休日保育」「病後児保育」、ふれんど保育園で「特定保育」を実施しています。

「障がい児保育」については、公立保育所で積極的に実施しています。

表7　一時保育の利用状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
若葉保育園	2,051	2,184	2,131	2,154	2,114
富貴の里保育園	1,577	1,656	1,688	1,860	1,344
梅の里保育園				1,398	1,908
	3,628	3,840	3,819	5,412	5,366

表8　子育て支援センター事業の利用状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
富貴の里保育園	1,617	1,817	1,520	2,591	2,844
梅の里保育園				1,225	1,071
	1,617	1,817	1,520	3,816	3,915

表9　休日保育・病後児保育・特定保育の利用状況

休日保育	平成18年度	平成19年度
梅の里保育園	38	79

病後児保育	平成18年度	平成19年度
梅の里保育園	32	71

特定保育	平成19年度
ふれんど保育園	154

④子育て支援地域活動事業

地域における子育て支援として、公立保育所を中心に民間保育所も、園庭開放や子育てに関する悩みや相談を受ける育児相談、子育てに関する情報の提供など、さまざまな取り組みをおこなっています。

表 10　子育て支援実施状況（園庭開放など）

	園名称	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
		回数	人数又は件数	回数	人数又は件数	回数	人数又は件数	回数	人数又は件数	回数	人数又は件数
公立	みどり保育園	59	3,407	51	3,381	48	3,069	59	3,817	61	3,651
	富田林保育園	25	970	25	947	25	921	25	822	25	630
	彼方保育園	17	811	25	785	28	877	38	831	40	621
	大伴保育園	18	535	27	560	28	748	28	684	28	496
	若葉保育園	19	930	23	1,170	23	843	37	1,305	37	913
	金剛保育園	17	2,015	17	1,855	18	1,601	25	1,822	25	1,681
	金剛東保育園	27	1,971	35	2,157	35	2,525	28	1,664	32	1,236
民間	葛城保育園			13	672	13	710	13	975	14	735
	常徳保育園			1	28	13	188	13	217	15	634
	ともっち保育園	25	272	25	360	15	202	27	390	30	408

（3）実施体制の状況

①職員の配置状況

平成 20 年 4 月現在の保育をおこなう保育士等の職員数は、公立保育所で正規職員が 125 名、アルバイトやパートなどの非正規職員が 38 名で合計 163 名となっています。民間保育所は、正規職員が 116 名、アルバイトやパートなどの非正規職員が 32 名で合計 148 名となっています。各園の児童数や年齢等にあわせて、職員を配置しています。

②保育士 1 人あたりの園児数

各園の保育内容が異なることから、単純な比較はできませんが、本市の職員 1 人あたりの園児数は、公立保育所で 4.8 人、民間保育所で 5.2 人であり、公立保育所の方が、職員 1 人あたりの園児数が少なくなっています。

③保育士の配置基準と現状

保育士の配置基準は、国の基準に対して市の基準を設け、現在は、1 歳児保育において国の基準の 6:1 ではなく市の基準として 5:1 で運用しています。

公立保育所の場合は、すべての保育所で障がい児を受け入れており、そのための担当保育士を 8 名配置しています。また、保健師や看護師を各園 1 名配置するとともに、乳児保育・一時保育・複数担任・全体フリー等の保育士 34 名を配置しています。

また、公立保育所・民間保育所ともに午前 7 時から午後 7 時までの延長保育の実施等のため、パートやアルバイトなどの臨時職員を配置しています。

④ 栄養士・調理員等の配置状況

公立保育所での保育園児の給食は、3 名の栄養士と各園に調理員 2 名及び調理をおこなう補助員を配置し実施しています。近年増加傾向にあるアレルギー児への除去対応等をおこなっています。

表 11　保育士の年齢構成　　（平成２０年４月１日現在）

年齢	公立保育所		民間保育所	
	人数	割合	人数	割合
２０歳～２９歳	46	39.0%	66	60.6%
３０歳～３９歳	45	38.1%	22	20.2%
４０歳～４９歳	8	6.8%	13	11.9%
５０歳～５９歳	19	16.1%	3	2.8%
６０歳～６９歳	0	0.0%	5	4.6%
合計	118	100.0%	109	100.0%
平均	34.8歳	―	30.4歳	

園長及び臨時職員を除く

（4）運営経費

①保育料

保育料については、平成 3 年 1 月に改定以降、平成 20 年度に 16 年ぶりの改定を行い保護者にも負担を求めています。

子育て支援策としまして、同一世帯から保育所のほかに、幼稚園や認定こども園を利用される児童がおられた場合 3 人目以降の保育料を無料としました。

表 12　保育料の調定状況

	保育料調定額	一人当たりの保育料（月額）
平成15年度	224,643,700	11,596
平成16年度	215,612,635	11,164
平成17年度	232,378,100	12,009
平成18年度	231,004,910	11,915
平成19年度	240,887,260	12,196

②運営経費

園児 1 人あたりの運営経費を比較すると、民間保育所が 83,000 円であるのに対し、公立保育所は約 152,000 円と民間保育所に比べ約 2 倍の経費がかかっています。この原因としては、人件費が大きなものであると考えられます。公立保育所保育士の平均年齢は 34.8 歳、民間保育所保育士の平均年齢は 30.4 歳となっています。

また、平成 16 年度から、保育所運営費負担金が公立保育所分について一般財源化されたために、市の負担が増加しています。

表 13　保育所運営経費と財源の推移　　（単位：万円）

	国負担金	府負担金	府補助金	保育料調定額	その他	市歳出	保育所総事業費	公立	民間
平成１３年度	37,275	18,637	6,362	22,487	1,753	170,417	256,931	180,537	76,394
平成１４年度	37,726	18,863	6,924	21,854	2,016	162,559	249,942	176,234	73,708
平成１５年度	39,276	19,638	6,774	22,464	2,560	158,060	248,772	177,143	71,629
平成１６年度	19,921	9,960	7,653	21,561	2,656	178,295	240,046	168,651	71,395
平成１７年度	20,315	10,157	4,067	23,237	2,459	175,710	235,945	162,596	73,349
平成１８年度	21,675	10,838	5,015	23,100	2,261	171,490	234,379	156,055	78,324
平成１９年度	21,497	10,748	5,495	24,089	2,305	168,937	233,072	152,861	80,211

４．課題

委員会における議論の中で、課題抽出のため論点整理として以下のとおりまとめました。

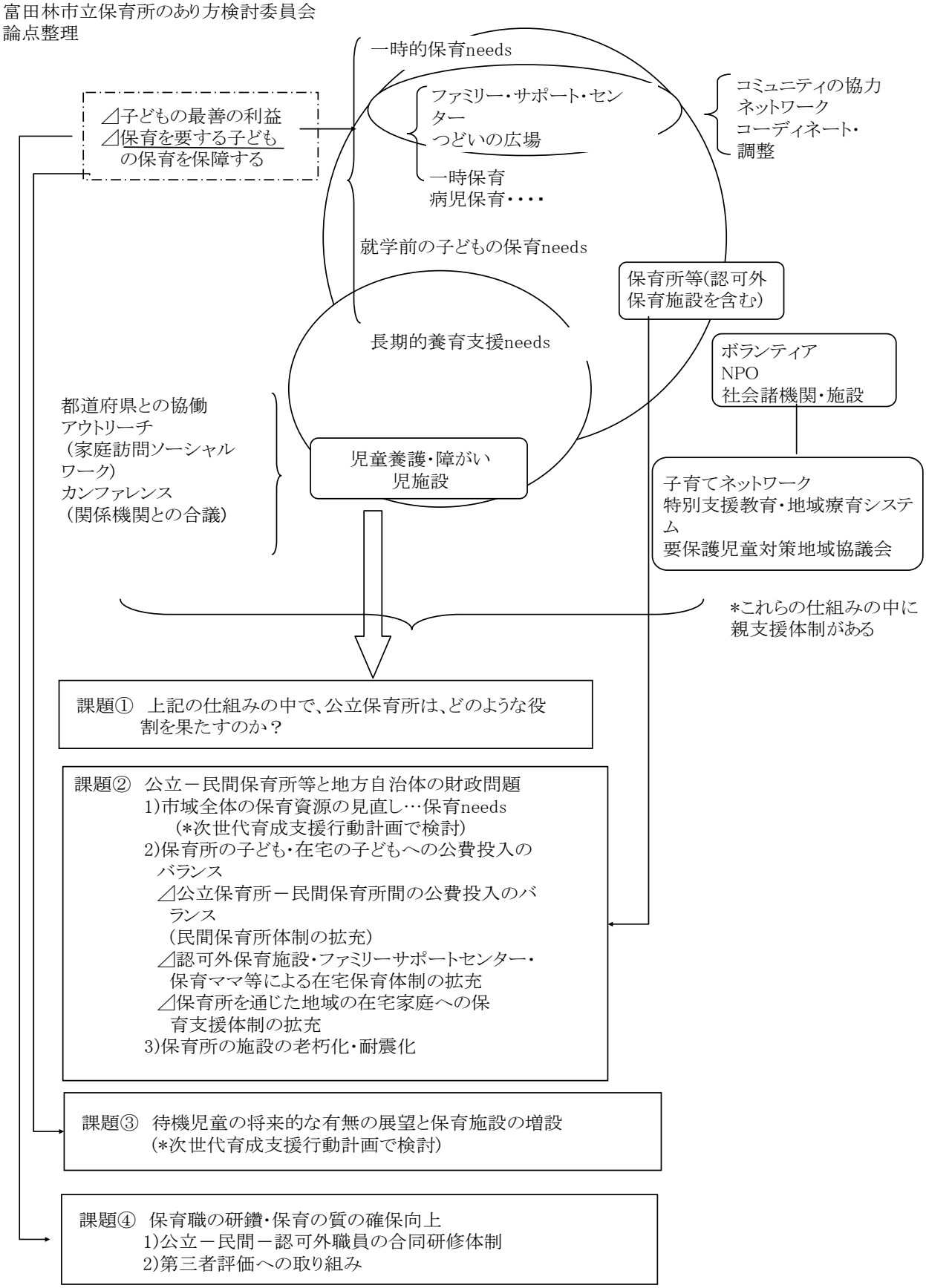

５．課題の解決に向けて

本市では「富田林市次世代育成支援行動計画」に基づいて保育行政を推進しておりますが、家庭や地域での子育て力の低下とともに保護者のニーズが多様化し、保育所には子育て全般に関わるより大きな役割が求められております。各市のこうした背景から、「平成 20 年 3 月 28 日・厚生労働省告示第 141 号」として、保育所保育指針の改定が行われました。

これまでの本市における保育や子育て支援の状況を踏まえて、本委員会では活発な議論を進めてまいりました。まず、保育所のあり方を考える中で、「子どもの最善の利益」を守ることと、「保育を要する子どもの保育を保障する」すなわち保育を要する子どもを放置しないことが基本となります。保育のニーズとしては、「就学前の保育が必要な子ども」「一時的に保育の必要な子ども」、障がいなどのため小学校に上がっても見守りが必要な「長期的養育支援の必要な子ども」の 3 つのグループに分けることができると考えられます。これらを基本に議論を進めた結果、次の 5 つの課題が浮かび上がってきました。

(1) 公立保育所はどのような役割を果たすのか

本市の保育事業の沿革は、当初は公立保育所が担ってきました。近年は民間保育所が設置され、公立 7 園・民間 7 園で市民の保育ニーズに対処しております。

議論の中で、公民の違いについて多くの意見が出ましたが、保育所は児童福祉法に基づく施設であり、健やかな子どもの育ちを守るという点では「公立も民間もない」という結論になりました。

しかしながら保育所は、子どもの育成について様々な問題に対し支援や協力など他機関と包括的に推進する必要があります。地域の身近な拠点として子育て家庭を支え、子育てに関する不安や悩みの解消に努め、児童虐待問題などに対しても、積極的な啓発予防活動や迅速な対応をするとともに、障がいのある子どもへの配慮や特別な対応が必要な子どもの保育も対応が求められています。そのような中にあって公立保育所は、尚一層先駆的役割を果たすべきであると考えます。

(2) 民間保育所体制の拡充

近年の子育て家庭の多様なニーズに応えるためには、柔軟な対応と民間ならではの先駆的な発想力を持つ民間保育所体制の拡充は重要な観点となります。限られた本市の財源を有効活用する必要に迫られている現状で、民間保育所の活動をさらにバックアップしていくための資源と体制づくりを図ることが求められると考えます。

(3) 保育所を通じた地域の在宅家庭への保育支援体制の拡充

核家族化の進行による家庭や地域での子育て力の低下から、在宅子育て家庭に関しても、積極的に支援サービスを展開していくことが求められています。在宅子育て家庭に対する公費の投入については、保育を要する子どもとの間での格差はありますが、在宅子育て家庭個別に公費を投入することも難しく、現状では保育所を通じて還元していく方向が妥当と考えられます。また保育所保育指針においても、第 6 章「保護者に対する支援」の 3「地域における子育て支援」が新たに位置付けられ、地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう規定されています。公立・民間それぞれの保育所が、各々の強みを生かし在宅子育て支援に積極的に取り組まれることを期待します。特に公立保育所については、積極的に地域に向きあい、諸関係方面と連携し、地域の子育て支援のネットワークの拠点施設として、富田林で子育てするすべての家庭を支援する体制を強化する必要があります。

(4) 施設の老朽化・耐震化

公立保育所は昭和 40 年代に多くの施設が建設され、約 40 年経過しています。市では耐震診断に年次的に取り組んでおり、耐震診断結果に基づき計画的に建て替え等の対応を検討されるとともに、待機児童の将来的な有無の展望を検討し建て替え施設の定員を定める必要があります。公立保育所の施設改築にあたっては市単費での事業となるため、限られた財源の有効活用の観点から、国の補助金や交付金の対象となる民営化も視野に入れる必要があります。また、民間保育所の耐震化も今後推進することが必要です。

(5) 保育職の研鑽・保育の質の確保向上

保育職の質の確保と向上が、子どもの養育環境を構成していく大事な要素となることから、公立・民間と更に認可外保育施設も含め合同研修体制を整備するなど、保育に携わる専門職が継続して、キャリアアップ出来るような体制作りが不可欠となります。もう 1 点は保育の質の確保向上のため、自己評価・保育所評価、更に第三者評価への取り組みが重要となります。

６．おわりに

この委員会は、「富田林市次世代育成支援行動計画」及び「富田林市集中改革プラン」を踏まえ、富田林市立保育所のあり方について、幅広く意見を聴取し具体的な検討を行うために設置されました。

保育所保育指針に新たに位置付けられたように、保育所には保護者支援や地域の子育て支援、更には小学校との連携が強く求められており、これに応えるため公民すべての保育所での幅広い取り組みが不可欠となります。そのためには、公立・民間が一体となった計画的な研修体制の確立や公・民の特色を発揮しながら時代のニーズに合致した市域の保育体制の再構築が望まれます。

次に、保育所では入所する子どもに対し一人ひとりの個性を尊重したよりきめ細やかな対応が必要となっているため、通常保育や特別保育の充実が望まれるとともに、地域の子育て支援の核としての役割も担って行くことが望まれます。とりわけ公立保育所の経験豊かな人材と、これまで培ってきた知識と経験を生かし、地域の子育て支援のネットワークの中心的役割を担って行くことを望みます。そのための専門職の配置が必要となります。支援地域の設定については、市域を人口・就学前児童数・小学校区・まちづくりの経過などを勘案し決定するなどが考えられます。

公立保育所の民営化については、積極的に進めるべき意見と、子育てはコストで図れるものではなく、民営化には異論であるという意見はありましたが、効果的かつ効率的な運営が求められており、公民の役割分担といった観点から社会福祉法人の民間活力を導入し、民営化を進めていく必要があります。

公立・民間双方の優れた点の相乗効果による保育サービスの向上が期待され、限られた財源の有効利用を図るとともに、保育施設の安全確保と保育を必要とする子どもの保育の保障を図ることを望みます。

公立・民間それぞれが特性を最大限発揮して、「すべての子どもの最善の利益」を追求する必要があり、今後の保育行政は「誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくり」という視点を持ち拡充されることを願っています。